

**瑞穂市地域防災計画**  
**(原子力災害対策編)**

**令和5年3月**

**瑞穂市防災会議**



## 瑞穂市地域防災計画 原子力災害対策編 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性質 .....	1
第3節 計画の周知徹底 .....	1
第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 .....	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 .....	2
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 .....	7
<b>第2章 市原子力災害事前対策</b> .....	<b>10</b>
第1節 情報の収集、連絡体制等の整備 .....	10
第2節 通信手段の確保 .....	11
第3節 組織体制等の整備 .....	12
第4節 長期化に備えた動員体制の整備 .....	12
第5節 広域防災体制の整備 .....	12
第6節 屋内退避、避難等活動体制の整備 .....	13
第7節 学校、医療機関等における対応 .....	14
第8節 原子力災害医療活動体制の整備 .....	15
第9節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 .....	15
第10節 緊急輸送活動体制の整備 .....	15
第11節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 .....	16
第12節 住民等への情報提供体制の整備 .....	16
第13節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定 .....	17
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発 .....	17
第15節 防災訓練の実施 .....	17
第16節 防災業務関係者の人材育成 .....	18
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備 .....	18
<b>第3章 市緊急事態応急対策</b> .....	<b>20</b>
第1節 通達連絡、情報収集活動 .....	20
第2節 活動体制の確立 .....	22
第3節 防災業務関係者の安全確保 .....	24
第4節 屋内退避、避難等の防護活動 .....	25
第5節 要配慮者への配慮 .....	28
第6節 原子力災害医療活動 .....	28
第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・配分 .....	28
第8節 緊急輸送活動 .....	29

第9節	市民への的確な情報提供活動.....	30
第10節	文教対策.....	31
第11節	燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策.....	32

#### **第4章 原子力災害中長期対策..... 33**

第1節	緊急事態宣言解除後の対応.....	33
第2節	原子力災害中長期対策実施区域の設定.....	33
第3節	各種制限措置等の解除.....	33
第4節	放射性物質による環境汚染への対処.....	33
第5節	被災地域住民等に係る記録の作成.....	34
第6節	被災者の生活再建等の支援.....	34
第7節	風評被害等の影響の軽減.....	34
第8節	被災中小企業に対する支援.....	34
第9節	心身の健康相談体制の整備.....	35

#### **第5章 複合災害対策..... 36**

第1節	基本方針.....	36
第2節	災害事前対策.....	36
第3節	災害応急対策.....	37

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、瑞穂市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性質

#### 1 瑞穂市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、瑞穂市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

瑞穂市および関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備する。

#### 2 瑞穂市地域防災計画における他の災害対策計画との整合性

この計画は、「瑞穂市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「瑞穂市地域防災計画」の「一般対策計画」及び「地震対策計画」によるものとする。

#### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、瑞穂市、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画

等を作成し、万全を期す。

#### 第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和3年7月21日最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。

#### 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

瑞穂市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約73kmに位置しているが、本市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本市に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を以下のとおりとし、市として必要な対策を進める。

##### 1 岐阜県周辺の原子力事業所

###### (1) 本計画で対象とする原子力事業所

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第2条の2の規定により、本県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。

次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)	S62.2.17	

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
号機	1号機	2号機	3号機

電 気 出 力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
原 子 炉 型 式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱 出 力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
燃 料 種 類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運 転 開 始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1

事 業 者 名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発 電 所 名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所 在 地	福井県敦賀市白木		
号 機	-		
電 気 出 力	28.0 万 kW		
原 子 炉 型 式	高速増殖炉		
熱 出 力	74.4 万 kW		
燃 料 種 類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運 転 開 始	廃止決定 H28.12.21		

(2) 近県に所在する原子力事業所

前記(1)以外に、近県(福井県、石川県及び静岡県)には、下表に記載する5原子力事業所(以下「近県事業所」という。)が所在している。

県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」(以下「近県事業者との交換文書」という。)に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立していることから、瑞穂市は、県からこれらの事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る通報があった旨の連絡を受けた場合は、本計画に記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

事 業 者 名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発 電 所 名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)		
所 在 地	福井県敦賀市明神町		
号 機	-		
電 気 出 力	16.5 万 kW		
原 子 炉 型 式	新型転換炉		
熱 出 力	55.7 万 kW		
燃 料 種 類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運 転 開 始	S54.3.20(運転終了 H15.3.29)		

事 業 者 名	関西電力株式会社			
発 電 所 名	大飯発電所			
所 在 地	福井県大飯郡おおい町大島			
号 機	1号機	2号機	3号機	4号機
電 気 出 力	82.6 万 kW	82.6 万 kW	87.0 万 kW	87.0 万 kW

第1章 総則

第5節計画の基礎とするべき災害の想定

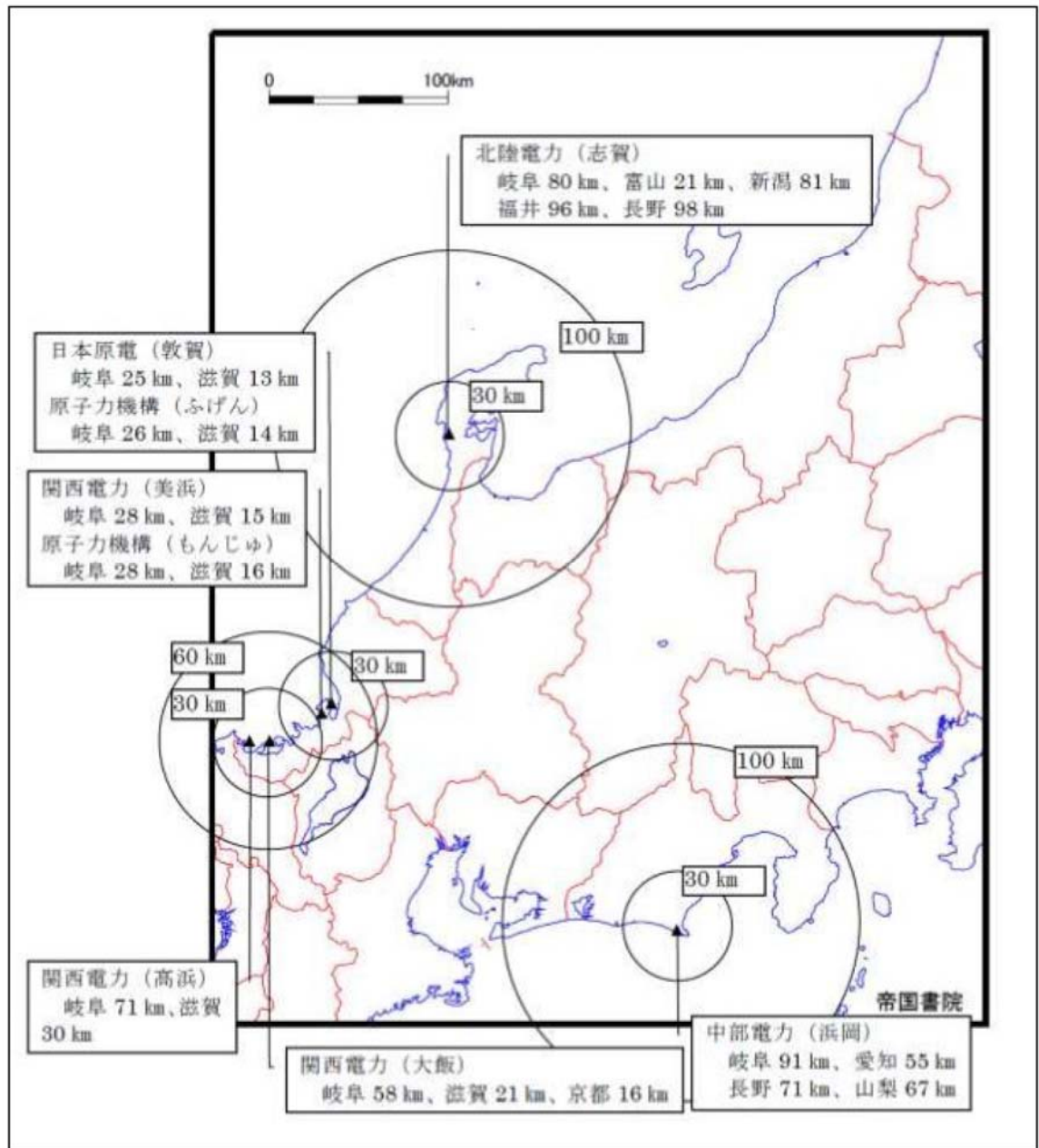
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	北陸電力株式会社			
発電所名	志賀原子力発電所			
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住			
号機	1号機		2号機	
電気出力	54万kW		120.6万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉		改良型沸騰水型軽水炉	
熱出力	159.3万kW		392.6万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料		低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	H5.7.30		H18.3.15	

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	改良型沸騰 水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18



岐阜県周辺の原子力事業所位置図



## 2 計画の基礎とするべき災害の想定

### (1) 輸送中の事故

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価 について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径 15m程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

3 予測される影響

広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所(敦賀発電所)の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、県が実施したシミュレーション結果により示される影響の可能性のあることを踏まえ、必要な対策を進める。

4 計画が対象とする市町村の範囲

原子力災害対策を重点的に充実すべき地域(原子力災害対策重点地域)については、指針を踏まえ、揖斐川町のみとなる。

また、これに準じて原子力災害対策を強化する地域(原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。)は、県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、下記のとおりとする。

		①甲状腺等価線量が週 50 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	②実効線量が年間 100 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	③実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域圏
圏     域	岐阜			岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、 <b>瑞穂市</b> 、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
	西濃	大垣市(旧上石津町)、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町(旧春日村及び旧坂内村)、池田町	大垣市(旧大垣市)、関ヶ原町、揖斐川町(旧藤橋村及び旧坂内村)	大垣市、海津市(旧平田町)、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
	中濃			関市(旧板取村)、可児市(旧可児市)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧明宝村及び旧和良村)
	東濃			多治見市(旧多治見市)
	飛騨			下呂市(旧金山町及び旧馬瀬村)

## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、瑞穂市地域防災計画（一般対策計画）第1章第2節に定める「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

### 1 市

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 住民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

### 2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備
- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営
- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限
- (12) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動
- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去

(15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等

(16) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

### 3 指定地方行政機関

#### (1) 中部運輸局

ア. 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督

イ. 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督

ウ. 自動車の調達のアっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導

エ. 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

オ. 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

#### (2) 気象庁（岐阜地方气象台）

気象情報の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）

#### (3) 国土交通省（中部地方整備局、北陸地方整備局）

防災関係機関との連携による応急対策の実施

### 4 自衛隊

#### (1) 原子力災害における応急支援活動

#### (2) 緊急時モニタリングの支援

#### (3) 人、物資等の緊急輸送支援

### 5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

#### (2) 日本赤十字社

ア. 緊急医療措置の実施

イ. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整

ウ. 義援金の募集配分

#### (3) 東海旅客鉄道株式会社

原子力災害時における鉄道輸送の確保

#### (4) 日本放送協会

ア. 市民に対する原子力防災知識の普及

イ. 原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底

## (5) 日本郵便株式会社

原子力災害時における郵便の運送、集配の確保及び郵便局の窓口業務の維持

## 6 指定地方公共機関

## (1) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）

原子力災害時における応急輸送確保

## (2) 一般社団法人もとす医師会、一般社団法人もとす歯科医師会、もとす薬剤師会

ア. 原子力災害時における緊急時医療活動の協力

イ. 防疫その他保健衛生活動の協力

ウ. 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

## (3) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

ア. 原子力災害時の被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

イ. ボランティア活動の推進

## (4) 全岐阜県生活協同組合連合会

原子力災害時における物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力

## (5) 公益社団法人岐阜県バス協会

原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送

## 7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

## (1) 農業協同組合等

汚染農畜水産物、林産物の出荷制限等応急対策の指導

## (2) 病院等管理者

原子力災害時における病人等の収容及び保護

## (3) 社会福祉施設管理者

原子力災害時の入所者及び要介護者等の入所保護

## (4) 医薬品供給機関

原子力災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

## 第2章 市原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、別に定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

### 第1節 情報の収集、連絡体制等の整備

市は、県及び原子力事業者その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

#### 1 情報の収集、連絡体制の整備

##### (1) 県等関係機関相互の連絡体制

市は、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施し、原子力災害に対し万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。

##### (2) 機動的な情報収集体制

市は、県と協力し、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める

#### 2 情報の分析と活用体制の整備

##### (1) 人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ原子力防災アドバイザーの意見を活用できるよう体制の整備に努める。

##### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、関係機関の利用の促進が図られるよう努める。

##### (3) 防災対策上必要とされる資料

市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、応急対策実施施設等に備え付けるよう努め、これらを確実に管理する

<整備を行うべき資料の例>

##### ア. 社会環境に関する資料

##### a. 地図（市域及び応急対策実施に必要な地域）

- b. 地域毎の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- c. 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料
- d. 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- e. 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
- f. 医療施設に関する資料（医療施設の位置・連絡先等）
- イ. 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
  - a. 市の気象資料（周辺地域の風速、風向等、季節別及び日変化の情報等）
  - b. 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）
  - c. 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - d. 農林水産物の生産及び出荷状況
- ウ. 防護資機材に関する資料
  - a. 防護資機材の備蓄・配備状況
  - b. 避難用車両の緊急時における運用体制
  - c. 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- エ. 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
  - a. 原子力事業所との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
  - b. 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- オ. 避難に関する資料
  - a. 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、留意点を記載したもの）
  - b. 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等）

## 第2節 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努める。

### 1 専用回線網の整備

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を推進する。

### 2 通信手段、経路の多様化

市は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。

その他、防災通信設備等の整備については、「一般対策計画 第2章 第8節」による。

### 第3節 組織体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

#### 1 組織体制の整備

##### (1) 原子力災害警戒体制

市は、次の場合に、原子力災害警戒体制をとる。

- ア. 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生が通報があったとき
- イ. 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき

##### (2) 原子力災害警戒本部体制

市は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。

- ア. 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報があったとき
- イ. 原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき
- ウ. 市長が必要と認めたとき

##### (3) 災害対策本部体制

市は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。

- ア. 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- イ. 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき
- ウ. 市長が必要と認めたとき

### 第4節 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、国、県、その他防災関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

### 第5節 広域防災体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。



また、市は、県および他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

1 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県および他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

2 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国及び県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

3 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画 第3章 第4節」による。

## 第6節 屋内退避、避難等活動体制の整備

市は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、指針の指標(OIL)に基づく避難(一時移転を含む。以下同じ。)を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」(以下「広域避難方針」という。)を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

1 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、原子力災害を想定し、可能な限り市が指定する指定避難所のうちから、避難や避難退域時検査及び簡易除染等に使用する場所を、あらかじめ指定するよう努める。なお、避難や避難退域時検査及び簡易除染等の場所については、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

(2) 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間事業者と連携し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・安定ヨウ素剤等の薬品・車両等の整備に努める。また、避難所で必要とされる食料その他の物資の確保

に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、コンクリート屋内退避施設について、あらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備につとめる。

(4) 避難先等の調整体制の整備

市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

2 要配慮者等の避難誘導體制等の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制を整備する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。これについては、福井エリア地域原子力防災協議会において重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応する。

3 避難所・避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、国、原子力事業者及び県と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）や警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。

## 第7節 学校、医療機関等における対応

1 学校、保育所等における対応

学校、保育所等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等の引き取り手順、帰宅方法等を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市は、学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

2 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

病院等医療機関や介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者及び市は、県の協力を得て、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ

定めておくよう努める。

## 第8節 原子力災害医療活動体制の整備

市、県と連携し、国の協力を得て、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動体制の整備に努める。

### 1 医療体制の整備

市及び医療機関は、関係職員の研修への参加等により、放射線障がい、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等の取扱い等の知識、技術の取得に努めるとともに、市民等の健康管理、汚染検査、除染等被ばく医療について体制の整備を図る。

### 2 安定ヨウ素剤の配布及び体制の整備

市は、県及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。

安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果\*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。

\*放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である。

市は、県と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努める。

## 第9節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、原子力災害時における飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備に努めるとともに、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の市民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定める。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

市は、国、県及びその他道路管理者等と連携し、国の専門家等の移送、防災業務従事者の移動、住民避難、緊急物資輸送等の緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

1 専門家等の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家等の現地への移送協力（最寄の空港、ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、国、県及びその他道路管理者と協力し、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、交通、気象状況を把握するための装置や情報板等の整備に努める。

## 第11節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市は、県と協力し、避難区域内及びその近傍でモニタリング、交通規制等の応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。また、市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、県等と相互に密接な情報交換を行う。

## 第12節 住民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理する。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

2 情報提供体制の整備

市は、国、県と連携し、住民等及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自治会、周辺住民、自主防災組織等との協力・連携に努める。

3 住民相談窓口の設置等

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓

口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### 4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV、有線放送等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

### 第13節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定

市は、庁舎や学校等の所在地が避難のための立退き指示等を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努める。

また、市は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。

### 第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発

#### 1 市民に対する地域の普及と啓発

市民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県と協力し、以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、住民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

#### 2 要配慮者等への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

### 第15節 防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関等と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習得及び連携等を図るよう努める。

## 第16節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

## 第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市、県警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

### 1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

- (1) 国、県、市、県警察、消防機関等への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

### 2 市

市は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国、県の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

### 3 警察

警察は、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

### 4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握、並びに事故の状況

に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

## 第3章 市緊急事態応急対策

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から事業所外運搬に係る特定事象、事業所における施設敷地緊急事態の通報及び原災法第10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事態に該当する事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

### 第1節 通達連絡、情報収集活動

市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

#### 1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

##### (1) 事業所外運搬災害

ア. 原子力事業者は、事業所外運搬に係る事故等が発生した場合は、市及び国、県、警察、消防本部等に対し、速やかに通報する。なお、市は、事故情報の収集に努めるとともに関係機関との連絡体制を確保し、情報の共有化を図る。

イ. 当該事故に伴い次に掲げる特定事象に該当した場合には、原災法第10条の規定に基づき、原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちに（15分以内を目途）、その旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関など関係機関にファクシミリで文書により通報し、さらに、主要な機関に対してその着信を確認することとされている。

県は、通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町村に隣接する市町村及び消防庁に連絡する。

〈特定事象〉

a. 火災、爆発その他これに類する事象が発生した際に、運搬容器から11メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合又はその蓋然性が高い状態にある場合

b. 火災、爆発その他これに類する事象が発生した場合に、運搬容器から放射性物資が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態にある場合

ウ. 消防部は、事故の通報を受けた場合は直ちに県に報告し、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

エ. 県は、事業者等から情報を収集するとともに、県防災ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

##### (2) 近隣の原子力事業所における原子力災害

ア. 情報収集事態が発生した場合

国は、情報収集事態が発生した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、



関係各省、県、関係市町村に連絡する、県は国から連絡を受けた事項について、直ちに市に対し連絡する。

イ. 警戒事態に関する情報があった場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合又は発生  
の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、関係市町村等に同時に文書で通報し、  
主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

なお、原子力事業者は、近県に設置した原子力事業所において異常な事象が発生した場  
合は、岐阜県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の  
情報交換について」に基づき、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報することとし  
ている。

県は、原子力規制委員会原子力事後警戒本部及び原子力事業者から通報・連絡を受けた  
事項について、直ちに市に対し連絡する。

市は、連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関等へ連絡するとともに、  
県との情報の共有化を図る。

ウ. 施設敷地緊急事態に該当する事象に関する通報があった場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合  
又は発生  
の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、関係市町村に同時に文書で  
通報し、主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

県は、通報・連絡を受けた事項について、市に対し速やかに連絡する。

市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関等へ連絡するとと  
もに、県との情報の共有に努める。

〈通報対象事項〉

- a. 原子力事業所の区域の境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合
- b. 原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が原子力規制委員会規則で定める基準以上と判断された場合
- c. 原子力事業所の区域の場所のうち原子炉運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう）外の場所において、放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上又は放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が検出された場合

(3) 事業所外運搬に係る特定事象及び事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象発生後の応急対策活動

ア. 原子力事業者は、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

イ. 市は、県から情報を得るとともに、得た情報の内容、自ら行う応急対策活動状況等を随

時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

ウ. 市は、指定地方公共機関との間において、県等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う  
応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

エ. 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途設備されている衛星通信  
回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を受けた事項を行う。

(4) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指  
定地方公共機関等へ連絡するとともに、講ずべき措置について、県と調整を行う。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 活動体制

市は、原子力災害に対応するため、設置基準に応じ以下のとおり活動体制を確立する。

体制	基準	体制をとる部
準備体制	①市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故 が発生したとき ②県から近県に所在する原子力事業所において、警戒 事態に該当する事象発生連絡を受けたとき	市民協働安全班（2名） 環境班（2名）
警戒体制 (警戒本部)	①市内において核燃料物質等の事業所外運搬中におけ る特定事象発生連絡を受けたとき ②県から近県に所在する原子力事業所において施設敷 地緊急事態に該当する事象発生連絡を受けたとき ③その他市長が認めたとき	市民協働安全班（4名） 環境班（3名） 健康推進班・上水道班・下水道班・ 教育部（各2名）
非常体制 (災害対策本部)	①市又は県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に 規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急 対策実施区域となったとき ②市又は県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に 係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であ っても近県に所在する原子力事業所において全面緊 急事態に該当する事象が発生したとき	全ての部

ア. 事故対策のための準備体制

a. 情報収集事態発生時の体制

市は、本県が関係周辺都道府県として定められている原子力事業所が立地する市町(福

井県敦賀市及び美浜町)において、情報収集事態(震度5弱又は5強の地震)が発生した場合には、職員を参集し、情報の収集にあたり、事態の推移に応じて体制変更ができるようにする。

b. 原子力準備体制

市は、事業所外運搬に係る事故の発生、県外原子力事業所における警戒事態に該当する事象発生の通報を受けた場合、県等と緊密な連携を図り、必要な対策を講じるため、速やかに職員を参集し、情報の収集。連絡体制の確立に等にあわせ、事態の推移に応じ、警戒体制に移行するための準備体制をとる。

c. 情報の収集

市は、事業所外運搬に係る事故の発生、県外原子力事業所における警戒事態に該当する事象発生の通報を受けた場合、県に通報するとともに県等と連携を図り、当該事象の状況把握に努める。

d. 県、国等との情報の共有等

市は、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど県、指定地方公共機関等との連絡・調整、情報の共有を行う。

e. 原子力警戒体制への移行

準備体制をとる要因(事業所外運搬に係る事故及び県外原子力事業所における警戒事態に該当する事象)が事業所外運搬に係る特定事象及び事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象(原災法第10条の規定により通報を行うべき事象)であった場合、もしくは時間経過により特定事象又は施設敷地緊急事態に該当する事象となった場合は、原子力警戒本部を設置する。なお、警戒本部は、警戒本部長が原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたとき解散する。

イ. 原子力災害対策本部の設置等

a. 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、県の一部が緊急事態応急対策実施区域となった場合、近県原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、その他市長が認める場合においては、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

b. 災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は災害対策本部長が原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき解散する。

ウ. 本部の場所

原子力警戒本部及び原子力災害対策本部は、本庁舎3階大会議室に設置する。

2 他の自治体の応援要請

市は、市独自では十分な応急対策活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、他の市町村に応援を要請する。また、災害対応のため必要と認めるときは、中部9県1市の災害時等の応援に関する協定等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

### 3 自衛隊の派遣要請等

市長は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合、直ちに派遣を要請する。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画第3章 第4節」によるものとする。

## 第3節 防災業務関係者の安全確保

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の適切な被ばく管理を行う。

### 1 被ばく管理のための連携確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。県はオフサイトセンター等において、国、他県及び原子力事業者等と、応急対策を行う職員等の安全確保のため、相互に密接に情報交換を行うものとする。

### 2 防護対策

#### (1) 防護資機材の装着、配備等

市は、防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとる。

#### (2) 防護資機材の調達

市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防護資機材の調達を要請する。

県は、自ら必要となる資機材を確保するほか、必要に応じ、国、周辺府県、原子力事業者及びその他防災関係機関に対し、防護資機材の提供の支援を要請する。

### 3 防災業務関係者の被ばく管理

#### (1) 防災業務関係者の防護指標

市は、防災業務関係者の被ばく管理について、防災業務従事者の被ばく線量上限値が指針に明示されるまでの間、当面は従前の原子力防災指針（原子力安全委員会平成22年8月最終改定）に基づき、次のとおり行うものとする。

ア. 緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量50ミリシーベルトを上限とする。

イ. 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の職員、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限として用いる。なお、この防災業務関係者の放射線防護

に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。  
特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

(2) 各機関の被ばく管理

市は、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して必要により除染等を行うものとする。

(3) 専門派遣チームの派遣要請

市は、国の緊急時医療本部及び高度被ばく医療支援センターの専門派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、高度被ばく医療支援センターに対し、専門派遣チームの派遣要請を行う。

## 第4節 屋内退避、避難等の防護活動

屋内退避、避難等の防護活動については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（O I L）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合は、県災害対策本部が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断する場合は、屋内退避又は避難準備の開始等を指示するため、市はその指示に従う。

### 1 屋内退避・避難の対応方法

(1) 初動時における予防的対応（屋内退避）

ア. 施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内において屋内退避の準備を行うとともに、市に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ. 全面緊急事態発生時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ及び対策強化地域のうち、県が必要と認める地域について屋内退避を指示する。

ウ. 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

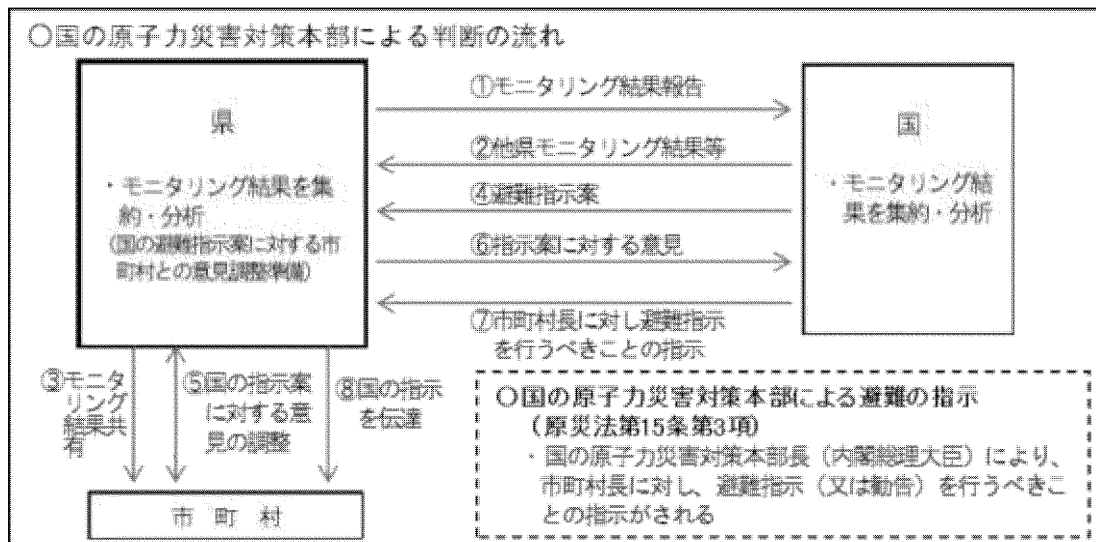
原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。

市は、県からの屋内退避の支持があった場合には、住民に対し、屋内退避を指示する。

(2) 避難等に係る判断、指示

県は、市に対し、国の指示案を伝達し、住民避難に係る支援が必要な場合には、市と連携し、国に支援を要請するとともに、当該指示案に対し、速やかに意見を述べる。

上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリング結果において、指針の指標（O I L）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、市の意見を聞いた上で、県の判断により、市に避難等を指示する。



【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)

※O I Lによる判断は、プルーム通過後の地上1 mで計測した場合の空間放射線量率による

2 避難の実施

(1) 避難先の決定

広域避難の実施に当たって、市町村、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

ア. 県の「広域避難計画」において、本市は原則屋内退避を行う区域とされ、県内の自治体間の受入れ調整対象外となっているが、市内が避難対象区域となり、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への移送が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、県の「広域避難方針」に基づく避難シミュレーションの結果を踏まえつつ、県と協議のうえ対応する。

イ. 市内が避難対象区域となり、他の都道府県の市町村への避難が必要であると判断した場

合については、国に支援を要請し避難先を決定する。

- ウ. 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。
- エ. 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## (2) 避難手段の確保

避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、市及び県が所有する車両又は市及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。

## (3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、住民等に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。県は避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、市の行う避難誘導に協力する。

## (4) 避難の実施における関係機関の連携

市は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

- ア. 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。
- イ. 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう住民等に周知する。
- ウ. 市は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、県はこれに協力する。
- エ. 市は、市庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。  
なお、市は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。
- オ. 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、市と連携して避難住民を支援する。

## 3 避難所

原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり

### (1) 避難所の確保

市は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。

市は、国及び県と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存

住宅、並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

(2) 避難者への心身のケア

市は、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

市は、県と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用準備、服用すべき時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

ア. 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

原子力施設の状況や緊急モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示を出すため、その指示に従い、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。また、安定ヨウ素剤の扱いについては、「安定ヨウ素剤配布・服用にあたって」（原子力規制庁 令和3年7月21日一部改正）等による。なお、プルーム通過については、屋内退避を基本とする。

イ. 住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染

市は、救護所において県が実施する避難退域時検査及び簡易除染が円滑に行われるよう協力する。

## 第5節 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。

また、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

## 第6節 原子力災害医療活動

市は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動に必要な体制を確立する。

## 第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・配分

市は、県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

県は、指針の指標を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制



限等並びにこれらの解除を行う。

#### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、住民等に周知する等、必要な措置を講じる。

#### 2 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

市は、指針を踏まえた国の指導、助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任と連携し、下記の措置を講じ、必要に応じ、出荷機関及び市場等において産地名及び出荷時期等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の収穫、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) 家畜の避難・処分
- (6) その他必要な措置

市は、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

#### 3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や関係省庁、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

## 第8節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

#### (1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ア. 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- イ. モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ウ. 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材
- エ. 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- オ. その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- 第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- 第4位 住民の生活を確保するために必要な物資
- 第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

緊急輸送活動の実施については、市、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

## 第9節 市民への的確な情報提供活動

### 1 市は市民等への情報提供活動

(1) 市民等への広報

デマ等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

市は、市民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア. 市町村防災行政無線

イ. 広報車

ウ. 自治会、民生委員との連携

エ. その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ、CATV等）

また、以下の事項について情報提供活動を実施する。

ア. 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）

イ. 緊急事態応急対策の実施状況

ウ. テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ

エ. 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

オ. 不安解消のための住民に対する呼びかけ

(2) 実施方法

市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア. 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ。市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、市民等のニーズを充分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、国、県、市等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

(1) 問い合わせ窓口の設置

市は、市民等からの問い合わせに速やかに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

(2) 安否情報の照会への対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県警察、県、消防機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## 第10節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

## 2 避難所となる場合の対応

市から要請があった場合は、学校施設の安全性を確認した上で体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市策定の避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

# 第11節 燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

## 1 輸送に係る事業者等

- (1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報するものとする。県は、通報の内容を市町村等関係機関に連絡する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。

- (2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

## 2 市

市は、県と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等必要な措置を講じる。

## 3 県警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

## 4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

## 第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第1節 緊急事態宣言解除後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援等を実施する。

### 第2節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を指定する。

### 第3節 各種制限措置等の解除

緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、県から、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を要請された場合には、各種制限措置等を解除する。

なお、各種防護措置の解除に当たっては、県及びその他関係機関と十分な協議を行い、慎重な判断を行う。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

平成23年3月の福島第一原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処については、同年8月に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づき進められており、その基本方針において「環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会条件に応じて国の施策に協力するものとする」とされている。

市は、同法を踏まえ、原子力災害が発生した場合、国、県、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境の汚染へ対処について、必要な措置を行う。

### 1 優先的除染すべき地域

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

特に成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については、優先的に実施する。

## 第5節 被災地域住民等に係る記録の作成

市が避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置を、あらかじめ定められた様式で記録する。

この他、県と連携して被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

## 第6節 被災者の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

また、市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

更に、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 第7節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

また、ホームページへの掲載や市行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。

## 第8節 被災中小企業に対する支援

被災中小企業に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第9節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物資による汚染状況調査や指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

## 第5章 複合災害対策

### 第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

この場合、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。また、雨季には大雨洪水との複合災害に十分注意する必要がある、通信手段の確保、住民等への情報伝達、防災要員の確保、避難時のリスクの回避などをあらかじめ想定しておくことが重要である。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策に当たる上での留意点を整理することとする。

### 第2節 災害事前対策

併せて発生する災害の種類に応じ、「一般対策計画」及び「地震対策計画」で定める災害予防対策と組み合わせた対策を講じるものとし、その実施に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

#### 1 通信手段の確保

##### (1) 災害に強い伝送路の構築

市は、県と連携し、地震、風水害、雪害などの災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

##### (2) 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

##### (3) 非常用電源等の確保

市は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

#### 2 市民等への情報提供体制の整備

市は、国、県と連携し、複合災害時において、市民等に対して正確な情報を迅速に提供するため、多様な手段による情報提供体制の整備に努める。



### 3 避難収容活動体制の整備

市は、複合災害により、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合に備え、県と連携して避難先の選定・調整の手順等を記した「広域避難方針」と策定し体制整備に努める。

### 4 物資の備蓄・調達、供給活動

市は、初期に必要とされる食料その他の物資について、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、県、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備する。

### 5 緊急輸送活動の整備

市は、国、県及びその他関係機関と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、緊急輸送道路の早期復旧等、搬送経路の確保に係る体制の整備に努める。

## 第3節 災害応急対策

併せて発生する災害の種類に応じ、「一般対策計画」および「地震対策計画」で定める災害応急対策と組み合わせた対策を講じるものとし、その実施に当たっては、特に以下の点に留意する。

### 1 活動体制

各災害における災害対策本部設置基準のいずれかに該当する場合又は住民等の安全確保等のために市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、各災害の活動体制を組み合わせつつ、各災害の規模、態様に応じ、重複する事務を集約する等、応急対策活動の継続的な実施に必要な最小限度の配備態勢をとる。

### 2 情報の収集・連絡

市は、複合災害時に、災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者からの自然災害による避難経路及び避難施設に係る被災情報等を早急かつ的確に把握するとともに、県及びその他防災関係機関と情報共有を図る。

なお、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 3 市民等への情報提供

市は、自然災害により、情報提供手段の喪失や、広報が伝わりにくくなること等が想定されるときは、防災行政無線の他、広報車、CATV、避難所への広報紙掲載等、利用可能な様々な手段を用いた広報の回数増加等により、被災状況等に関する広報に努める。

### 4 応急対策要員の確保

あらかじめ整備、確認した他市町村との協定により、応急対策要員の確保を図る。

## 5 避難等の防護活動

市は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ情報と人的資源が不足した状況であっても、防護対策に関する意思決定を遅滞なく行い、防災関係機関と密接に連携し、避難等の防護活動を行う。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### (1) 避難等

市は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。

その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行う。

また、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。

## 6 防災設備・機材の損壊時の対応

### (1) 医療・救助・救急・消化活動用資機材

市は、医療、救助・救急活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、災害時相互応援協定等に基づき、必要な資機材を確保する。

## 7 緊急輸送活動

市は、収集した情報に基づき、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる輸送経路又は啓開作業による輸送経路の確保に努める。